

新設分割に係る事前開示書面  
(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める書面)

2026年6月24日  
クラシル株式会社

2026年6月24日

クラシル株式会社  
代表取締役 堀江 裕介

当社は、2026年8月1日付けで、当社のクリエイターマネジメント事業（以下「本事業」といいます。）を、会社分割（以下「本会社分割」といいます。）により新設会社に承継させることといたしました。

つきましては、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり、新設分割計画の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

## 記

### 1. 新設分割の内容（会社法第803条第1項第2号）

別紙1の新設分割計画書のとおりです。

### 2. 新設分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

#### (1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

新設会社は、本会社分割に際して普通株式10,000,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

### 3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めた時は、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

該当事項はありません。

### 4. 新設分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はありません。

### 5. 他の新設会社についての事項（会社法施行規則第205条第4号および第5号）

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第205条第6号イ)該当事項はありません。

7. 本分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

2026年3月31日における当社の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っています。また、本会社分割の効力発生後においても、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

以上より、本分割が効力を生ずる日以降における当社の債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本会社分割の効力発生後における新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本会社分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割が効力を生ずる日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本会社分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

## 新設分割計画書

クラシル株式会社（以下「当会社」という。）は、当会社のクリエイターマネジメント事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立するLIVEwith株式会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（分割の方法）

当会社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により、本事業に関して当会社が有する第4条に定める権利義務を新会社に承継させる。

### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他の事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

### 第3条（新会社の設立時役員の氏名）

新会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 大橋 直弥

設立時代表取締役 大橋 直弥

### 第4条（新会社が当会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

新会社は、当会社から、別紙2「承継権利義務明細書」記載の権利義務を承継する。なお、当会社から新会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第5条（新会社が本分割に際して交付する株式の数）

新会社は、本分割に際して普通株式10,000,000株を発行し、その全てを本分割により承継する権利義務の全部の対価として、当会社に交付する。

### 第6条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |                |                                            |
|----------------|--------------------------------------------|
| (1) 資本金の額      | 金10,000,000円                               |
| (2) 資本準備金の額    | 金0円                                        |
| (3) 利益準備金の額    | 金0円                                        |
| (4) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条に定める株主資本等変動額から前各号に掲げる額の合計額を控除した額 |

#### 第7条（分割の効力発生日）

本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年8月1日とする。ただし、当会社は、分割手続進行上の必要性その他の理由により、これを変更することができる。会社は、法力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

#### 第8条（競業避止義務の免除）

当会社は、本分割後においても、本事業と同一又は類似の事業を行うことができるものとし、会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（条件の変更）

当会社は、本計画の作成後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、本事業及び本事業に属する財産に重要な変動が生じたときは、本計画を変更し又は本分割を中止することができる。

#### 第10条（規定外事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、当会社がこれを定める。

以上のとおり、本計画を作成する。

2026年5月26日

東京都港区芝浦3丁目1番1号

m s b T a m a c h i 田町ステーションタワーN23階

クラシル株式会社

代表取締役 堀江 裕介

## 定款

### 第1章 総 則

(商号)

#### 第 1 条

当会社は、LIVEwith株式会社と称し、英文ではLIVEwith Inc. と表記する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報提供サービス
2. ホームページ、インターネット上のコンテンツ等の企画、立案、制作及び運営
3. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、販売、保守及び運用
4. 広告、宣伝に関する企画及び制作並びに広告事業及び広告代理店業
5. 電気製品・インテリア・食品・酒類・雑貨等の各種商品の販売及び通信販売
6. 古物の売買
7. 飲食店業
8. タレント等の育成及びマネジメント
9. イベントの企画及び運営
10. 有料職業紹介事業
11. 企業の求人・採用活動の企画、立案及びコンサルティング
12. 人材育成、能力開発、技能向上に関する教育、研修及び職業適性能力の診断
13. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業
14. 仮想通貨交換業
15. 音声・映像の収録スタジオの貸出、運営及び収録作業の請負
16. 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的財産権の取得、譲渡、利用・使用の許諾及び管理業務
17. 上記各号に関連する企画、調査、研究及びコンサルティング業
18. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 7 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第10条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書又は印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 8 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第10条に定める届出印を押印するものとする。株主が第10条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書又は印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 9 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 10 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集手続)

第 13 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、株主総会の日の前までに招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

2 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもってその招集を決定し、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。



2 株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 21 条 当会社の取締役が1名の場合は、その者が代表取締役となり、取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議によって、代表取締役1名を選定する。

2 当会社の代表取締役は社長となり、当会社を代表し、業務を統轄する。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 24 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当の除斥期間)

第 25 条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第 26 条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2027年3月31日までとする。

(本店の所在場所)

第 27 条 当会社の設立時における本店所在場所は、次のとおりとする。

東京都港区芝浦三丁目1番1号msb Tamachi田町ステーションタワーN23階

(その他)

第 28 条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。

## 承継権利義務明細表

新会社が当会社から承継する権利義務は、効力発生日において本事業に属する次に記載する権利義務とする。

### 1. 資産

- (1) 本事業に属する一切の流動資産
- (2) 本事業に属する一切の有形固定資産
- (3) 本事業に属する一切の無形固定資産
- (4) 本事業に属する一切の投資その他資産

### 2. 負債

- (1) 本事業に属する一切の流動負債
- (2) 本事業に属する一切の固定負債

### 3. 知的財産権

法令上承継が可能な本事業に属する一切の知的財産権その他これに関連する権利

### 4. 雇用関係等

本事業に従事する従業員（正社員に限る。）との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務

### 5. その他の権利義務

本事業に属する賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに基づく権利義務